

菰野町文化功労者表彰規程

(目的)

第1条 この告示は、菰野町の文化の振興に寄与し、その功績が顕著であつて町民の模範となる行為を行ったもの（以下「文化功労者」という。）を顕彰し、本町における文化の更なる発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「文化功労者」とは、本町に住所を有する者、町内に所在する事業所の事業主若しくは事業所、当該事業所に勤務する者及びその他特に他の模範となると町長が認めたものであつて、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 菰野町の学術、芸術等の充実及び向上に貢献したものの
- (2) 社会教育の振興に寄与した功績が極めて顕著なもの
- (3) その他菰野町の文化の振興に功労があつたもの

(表彰方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を添えることができる。

(選考委員会)

第4条 文化功労者の選考を行うため、文化功労者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会の委員は、教育委員会事務管理執行規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第2条第10号で委嘱した社会教育委員をもって充てる。
- 3 選考委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代行する。

(選考)

第5条 選考委員会は、第2条の規定に該当するものについて選考し、町長に具申する。

- 2 町長は、前項の具申に基づき文化功労者を決定する。

(表彰の追彰)

第6条 前条第2項で決定した文化功労者が表彰前に死亡したときは、追彰するものとし、表彰状及び副賞は、遺族に贈呈する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、年1回行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

(公表)

第8条 文化功労者は、文化功労表彰者名簿に登録し、菰野町広報に掲載して公表する。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。